

## 第36回地域密着型サービス運営委員会の議事概要

1. 開催日時 平成29年9月22日（金）13：25～14：55
2. 開催場所 危機管理センター 1階 本部員会議室
3. 議 事 【審議事項1】神戸市地域密着型サービス事業所の指定について  
【審議事項2】グループホームのユニット数について  
【報告事項1】グループホームの指定取消処分について  
【報告事項2】地域密着型サービスの指定に関する要綱の改正について

### 4. 議事及び主な意見

#### 【審議事項1】神戸市地域密着型サービス事業所の指定について

○地域密着型サービス事業者の整備・指定状況について、平成29年10月1日指定予定の2事業所の概要等を説明。

<チェックリストについて>

質問) 防犯カメラや見守りカメラの設置は義務ではないのか。

回答) 基準上、設置義務はない。

質問) 食事の調理方法や提供方法は、具体的にどうなっているか。

回答) グループホームについては、事業所で調理し、できれば利用者も一緒に調理するという仕組みになっている。

通所介護については、定めがない。

意見) 今のチェックリストの項目だと、前述のような項目がチェックできない。

質問) 地域交流の計画とは、具体的にどのような内容か。

回答) 指定前においては、運営推進会議の構成員への依頼を行い、構成員が決まっている場合等である。

意見) 地域密着型サービスというのは、地域をベースにしたものであるため、地域に目を向けてもらうために非常に重要な部分かと思う。何かモデルのようなものがあればいいと思う。

質問) 指定を受ける前にチェックを行い、指定を受けた後は、どのくらいの頻度でチェックを行うのか。

回答) 施設系については、指定有効期間である6年の間に、2回は実地指導、1回は書面監査を行っている。

居宅系については、6年の間に実地指導または書面監査を3回行っている。

指定段階で疑問を感じた事業所については、指定後1年以内に実地指導を行うよう考えている。

<認知症対応型共同生活介護について>

意見) 利用者がユニットごとに共同生活を行い、利用者と共に調理をするのが理想ではある。

しかし、現実問題として、時間が経つにつれて利用者の重度化が想定され、先々それが

現実に難しい状態になることが想定される。そのようなことを想定したチェックが開設時にも必要ではないかと思う。

回答) そのような問題意識、課題意識を持って取り組んでいく必要はあると考えている。

<地域密着型通所介護について>

質問) 機能訓練指導員の配置が 0.1 人となっているが、機能訓練が受けられる人と受けられない人がいるということか。

回答) 機能訓練指導員が配置されていない日や時間には、介護職員等が見守り、機能訓練を実施することになる。

## 【審議事項 2】グループホームのユニット数について

○グループホームのユニットについて、これまでの経緯や現状等を説明。

質問) もともと 3 ユニットや 4 ユニットがあり、2 ユニットになっているということは、この時点で何か 2 ユニットの理由があったのではないか。

回答) 介護保険制度ができた平成 12 年の時には、国の通知の中で 3 ユニットを超えるものは望ましくないというような見解が示されていた。家庭的な環境の中で認知症の方の共同生活を支援することによって認知症の進行を抑えるという認知症対応型共同生活介護の理念からいくと、家庭的な雰囲気、つまり、比較的人数の少ない生活環境の中でやることのほうが望ましいのではないかという意見があったように聞いている。

しかし、2 つのユニットになると、土地に限りがあるなかで、建物の中に 18 人しか入居できないということもあり、都市部を中心に段々と規制が緩くなってきているという流れである。

利用者の観点では、以前は夜勤職員の配置基準が 2 ユニットごとに 1 名であったが、制度が改正され、ユニットごとに 1 名となったため、介護の体制に差異はない。

質問) 競争力の部分で、1 ユニットや 2 ユニットで既に運営している事業所より、今後出てくる 3 ユニットのほうが強いのではないか。既に運営している事業所との競争が生まれまいかという懸念がある。

回答) これまで国の制度に変更があったことで、既に 3 ユニット以上の施設が現存しており、多少のアンバランスはやむを得ないと考えている。このまま 2 ユニットに規制し続ける明確な根拠も難しい。

また、3 ユニットを認めることで、経営に若干余裕が出ることが想定される一方で、入居者の数が増えるため、指導監査はより厳しく対応しないといけないと考えている。

意見) 実際に神戸市にある、各々のユニットの事業者が今どのような状況にあるのかという分析、たとえば、3 ユニットにしたことによって利用者のサービス面の低下がないことや、夜勤もユニットごとに配置されていることや、利用者が重度化した場合であってもきちんとサービス提供できていることを、神戸市として確認した上で、進めてもらいたい。

回答) 現在運営している施設ではユニット数の違いによる差異は、現時点では確認していない。今後、ユニット数によってどのような違いがあるのかという視点も踏まえて、実地指導や監査を行っていきたい。

質問) 東灘区は未整備地域が 4 地域あるということだが、これから認知症になっても入所できないという声も聞く。神戸市として、東灘、灘、中央区のほうにも、そのような認知症対応の

施設の整備を進めてもらいたいと思っているが、今後の予定はどうか。

回答) 現時点で、東灘、灘、中央区でグループホームの整備が進んでいるものが1件ある。行政として、事業者に対して土地の手当てを行うというのは難しいが、例えばユニット数の規制を緩和することで、そのような土地の確保が難しい地域への事業進出を促進できるような支援をしていきたいと考えている。市としても、できるだけ市内に幅広く施設が整備できるように努めていきたい。

意見) 認知症関連の研修受講の推進をしてほしい。

介護度が重度化し、ユニット数も増えると、特別養護老人ホームとの違いがなくなってくるのではないかと。

### 【報告事項1】グループホームの指定取消処分について

○「ナチュラル舞子グループホーム」の指定取消処分について、説明。7月21日に処分を通知し、公表した。利用者の生活に支障がでないよう、処分の効力発生年月日は、平成30年4月1日とした。

### 【報告事項2】地域密着型サービス指定等に関する要綱の改正について

○地域密着型サービス指定等に関する要綱の改正について説明。平成29年9月1日以降、要綱の改正により、地域密着型サービス事業所の指定日は、3ヶ月に1回の指定から毎月指定に変更となる。